

保護者負担金算定同意書

放課後児童クラブ保護者負担金を決定するため、裏面の必要書類をご確認のうえ、算定資料として「源泉徴収票」又は「確定申告書」の写しを、裏面に貼り付けて期限内にご提出ください。どちらも提出できない場合は「市・県民税(非)課税証明書」をご提出ください。負担金額については、入室のしおり7ページの「保護者負担金額表」をご確認ください。

なお、算定資料を期限内に提出されない場合は、最高額として決定いたします。

クラブ名	放課後児童クラブ	児童氏名①	年 月 日生
フリガナ 保護者氏名		児童氏名②	年 月 日生
電話番号		児童氏名③	年 月 日生
現住所	※R6年1月1日現在の住民票のあった市区町村をご記入ください 1 富士見市 2 その他()		
※以下の項目に該当する方は✓をいれてください。保護者負担金が減免となる可能性があります。 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 同一世帯に対象の手帳を所持している方がいる ※申請時に提出(した・していない)			

以下は、(a) または (b) についてお選びいただき、ご署名ください。



(a) 算定資料を提出します

なお、市民税・所得税の確認に当たって、保護者及び同居の祖父母等扶養義務のある方の課税状況を、保育課が公簿により確認することについて同意します。

保護者氏名

<16歳から19歳未満のお子様がいる場合はご記入ください>

該当者氏名	生年月日	住所(別居している場合)	扶養している方

※税法改正により、平成23年分から税額を計算する際の扶養控除の取扱いが変わりました。このため、保護者負担金の算定にあたり、控除対象扶養親族のうち16歳以上から19歳未満の方の人数を把握する必要があります。記入が必要なのは、提出していただく源泉徴収票や確定申告書に記載された控除対象扶養親族のうち、生年月日が平成18年1月2日から平成21年1月1日までに該当する方です。



(b) 算定資料を提出せず、最高額での決定に同意します

保護者氏名

提出期限(窓口及び郵送)

4月入室 : (a) 令和7年3月14日(金) (b) 入室申請書と同時提出
5月以降入室 : (a)(b) 入室申請書と同時提出

保育課使用欄

税 状 況	父	○	所	均	非
	母	○	所	均	非
	他	○	所	均	非
	計	○	所	均	非

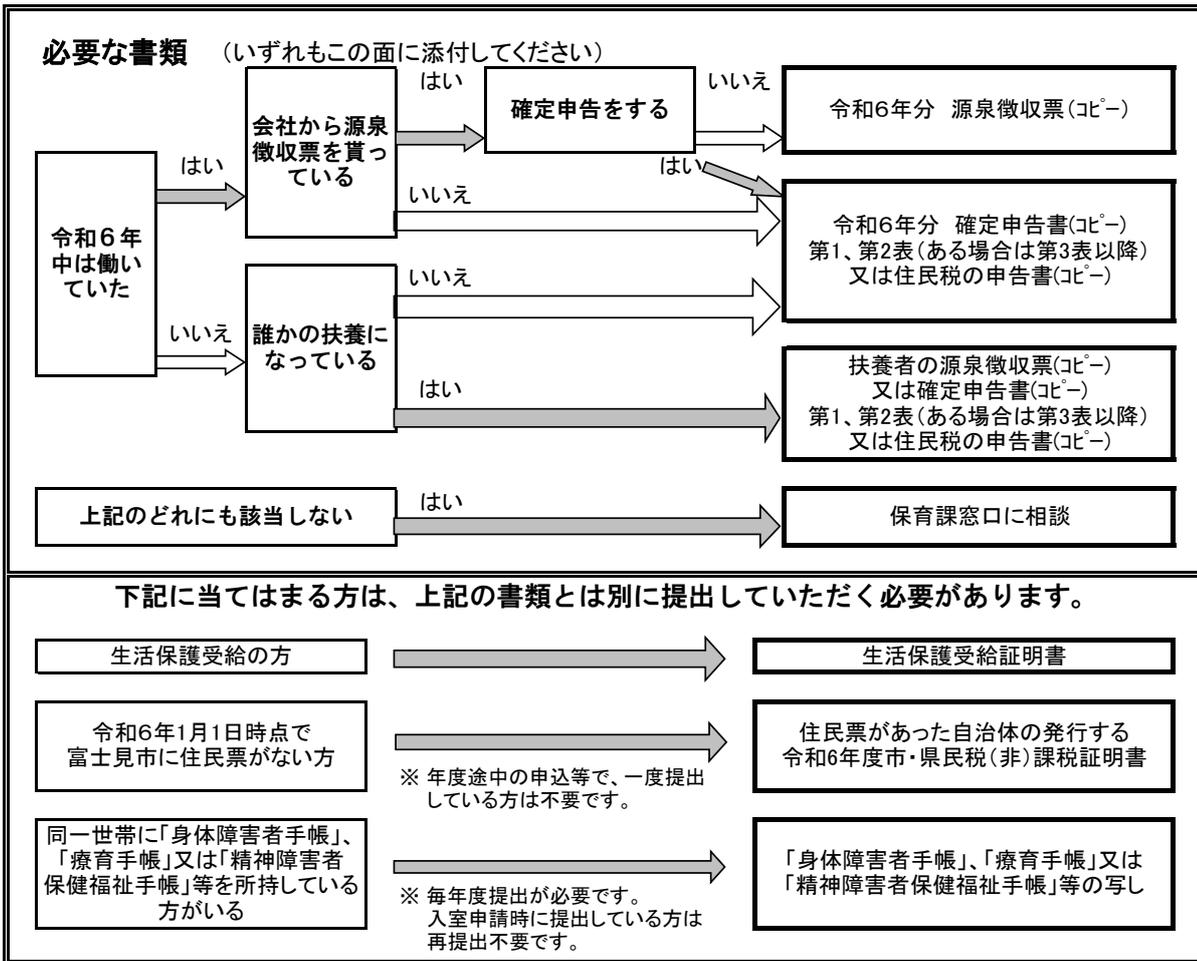
市民税 所得割額	
母子・父子・手帳	

市階層	
前年度	
兄弟	有・無

入	FC	SC

のりしろ（源泉徴収票用）

のりしろ（確定申告書用） 添付資料がこの用紙からはみ出ないように貼ってください



＜ 提出時の注意事項 ＞

- ① 算定を希望する場合（a）、上表の算定資料の提出が必要なのは、児童の保護者（父、母、同居の祖父母等扶養義務のある65歳未満の方）全員分です。すべて揃った状態で提出期限までにご提出ください。
- ② 提出された算定資料を基に算定した結果、最高額の決定となる場合があります。
- ③ 提出された算定資料以外の所得があった場合には、年度当初に遡り保護者負担金額を変更する場合があります。
- ④ 最高額での決定に同意される方（b）は、上表の算定資料の添付は不要です。表面に必要事項をご記入のうえ、入室申請書と併せてこの用紙をご提出ください。

【提出先】

〒354-8511
 富士見市大字鶴馬1800-1
 富士見市役所 子ども未来部 保育課 放課後児童係